

NETIS登録申請支援 実施要領

(NETIS登録申請支援の対象)

- 第1条 NETIS登録申請支援は、「技術開発者」等（技術開発者の承諾を得ていることを示す書類（代理店契約書等）を提出できる者を含む）の依頼を受けて行うものとする。
- 2 一般社団法人九州建設技術管理協会（以下「九技協」という。）が行うNETIS登録申請支援の対象は、「技術開発者」等により依頼のあった「新技術」とする。

(NETIS登録申請支援の依頼の前提条件)

- 第2条 NETIS登録申請支援を依頼しようとする技術（以下「依頼技術」という。）は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。
- 一 依頼者が「技術開発者」等であること。
 - 二 依頼技術が「新技術」に該当すること。
 - 三 同一技術の再申請でないこと。
ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。
 - イ. 申請技術の原理が、NETIS登録技術（過去にNETIS登録技術であったものを含む。）と同じ又は酷似している。
 - ロ. 申請技術の適用範囲、適用効果が、上記のNETIS登録技術と同じ又は概ね同等である。
 - ハ. 申請技術の技術開発者が、上記のNETIS登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等、イ. のNETIS登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる。
 - 四 依頼技術については特許権等の権利侵害等のないものであること。
 - 五 依頼技術が、従前に国土交通省において登録却下されたものでないこと。
 - 六 別途定める実施規約に同意すること。

(NETIS登録申請支援の依頼)

- 第3条 依頼者は、NETIS登録申請支援依頼書（別紙様式）、NETIS申請様式1～4（NETISホームページ（<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>）よりダウンロードすること）、開発技術のパンフレット等のNETIS登録申請支援に必要な資料を添えて九技協に依頼するものとする。

(NETIS登録申請支援依頼の承諾)

- 第4条 九技協は、NETIS登録申請支援の承諾を決定した場合は、NETIS登録申請支援依頼承諾書（別紙様式）により依頼者に通知するものとする。

(所要経費等)

第5条 NET I S登録申請支援にあたり依頼者は、別途実施規約に定める経費を負担するものとする。なお、経費には以下を含むものとする。

一 NET I S登録申請支援費用

イ. 九技協の職員の人件費及び以下に掲げる経費

- (1) 申請書類の確認、助言及び修正案の提案に係わる作業費用
- (2) 申請先より修正、追加書類の提出等を指示された際の助言及び修正案の提案に係わる作業費用
- (3) 打合せ経費

2 NET I S登録申請支援にあたり必要となる以下の経費は、第1項でいう経費に含まれていないため、別途依頼者が負担するものとする。

一 NET I S登録に必要な様式等の作成・印刷費

二 NET I S登録の過程で必要となった確認試験等に係わる経費

三 その他九技協と協議して必要となった経費

(NET I S登録申請支援の方法)

第6条 NET I S登録申請資料については、依頼者自身が作成した後、九技協に支援を依頼するものとし、この場合、九技協は、助言及び修正案の提案を実施する。なお、助言及び修正案の提案が不要な場合は、その旨を回答する。

2 依頼者が申請先に登録申請書類を提出後、修正、追加書類の提出等を指示された場合は、依頼者が修正案、追加書類を作成し、九技協に支援を依頼することができるものとし、この場合、九技協は、助言及び修正案の提案を実施する。なお、助言及び修正案の提案が不要な場合は、その旨を回答する。

3 依頼者と九技協との間の支援に関する打ち合わせは、九技協の所在地にて原則2回を想定しているが、打合せ回数についてはこれに限定されるものではない。

また、打ち合わせの他に、電話、FAX、E-mail、郵送等により適宜連絡できるものとする。

4 依頼者が申請先から「受理通知書」の送付があった場合は、遅滞なく九技協へ報告するものとし、報告をもって支援を終了するものとする。

5 NET I S登録申請支援はNET I Sへの登録を保障するものではなく、申請先において登録を却下される場合もあり、その場合九技協は責を負わないものとする。

(NET I S登録申請支援の中止)

第7条 NET I S登録申請支援において、当該依頼技術が「第1条 NET I S登録申請支援の対象」、「第2条 NET I S登録申請支援の依頼の前提条件」に沿っていない事が認められた場合、あるいは依頼者がNET I S登録申請支援の依頼の取下げを申し出た場合は、九技協及び依頼者は、協議の上、NET I S登録申請支援を中止するものとする。

- 2 九技協が回答を求める修正、確認等の依頼に対して、依頼者が6ヶ月以上回答を行わない場合、あるいは不誠実な対応が見受けられた場合は、協議の上、NETIS登録申請支援を中止するものとする。
- 3 NETIS登録申請支援を開始した後、NETISへの登録完了が困難と九技協が判断した場合、NETIS登録申請支援を中止できるものとする。
- 4 NETIS登録申請支援を中止した場合、第5条に規定する所要経費は、別に九技協が定める積算方法によって精算するものとする。

(調査協力)

第8条 申請者は、国土交通省が九技協に対して実施するNETIS登録申請支援に関する調査に協力するものとする。なお、同調査は、支援終了後においても協力するものとする。

また、調査に備え、支援の依頼、実施等を行った場合は、九技協及び依頼者双方で日付を記録しておくものとする。

(NETIS登録申請支援技術に係る責任)

第9条 NETIS登録申請支援後にNETISに登録された技術に係わるすべての責任は、別途国土交通省が定める「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づくものとし、依頼者が負うものとする。

(機密保持)

第10条 九技協は、NETIS登録申請支援において知り得た秘密情報を依頼者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、秘密情報の範囲については、依頼者の申告による。